

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03105

研究課題名(和文) 権威主義体制下の憲法観 中国憲法と近代立憲主義との「距離」

研究課題名(英文) Constitutional Views under the Authoritarian Politics : "Distance" between Chinese Constitution and Modern Constitutionalism

研究代表者

石塚 迅 (ISHIZUKA, Jin)

山梨大学・大学院総合研究部・准教授

研究者番号：00434233

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、中国の現行憲法体制が権威主義的憲法体制であることを再確認した上で、(1)中国の憲法学者をはじめとする知識人がそうした権威主義的憲法体制の下でどのような憲法観を構想・提示しているのか、および(2)知識人の憲法観の構想・提示が中国の一般市民の憲法観の形成にどのような影響を与えているのか、を比較憲法的視点から理論的・実証的に明らかにすることを目指した。かかる研究を通じて、東アジア諸国の憲法体制と近代立憲主義との「距離」、およびそれが縮まる可能性について考察を深めた。

研究成果の概要(英文)：In this study, first, I confirmed that the Chinese constitutional system was the authoritarian constitutional system. Second, I examined the scholars' and experts' views on the constitutions under the current system, and how their publicly expressed views affected the Chinese general citizens' understanding from the point of comparative constitutional law. Finally, through these examinations, I considered the "distance" between the constitutional systems in East Asian countries and modern constitutionalism, and the possibility of reducing this "distance".

研究分野：比較憲法、現代中国法

キーワード：比較憲法 中国憲法 憲法観 憲法教育 権威主義 立憲主義 中国 東アジア

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、近現代中国の憲法、人権、憲政、民主といった問題についての法律分野からの調査・研究が、その重要性が意識されつつも手薄であったこと、学術的研究成果が少ないゆえに、情緒的でステレオタイプの言論が日本のメディア論壇を跋扈していることを遺憾に感じてきた。そのため、ささやかではあるが、これまで、若手研究(B)「中国における政治的権利・自由およびその保障のための制度的メカニズム」(2009年度～2011年度)、若手研究(B)「近現代中国憲法における「市民」の概念的・実態的検討」(2012年度～2014年度)を継続と立ち上げ、研究を遂行してきた。前者の研究では、a)中国の憲法学者は政治的権利・自由の保障のための制度的メカニズムを構築するにあたり、司法権の独立および違憲審査制の確立に大きな期待を寄せているが、それらの実現にはなお様々な「障害」が存在すること、b)政治的権利・自由に関する考え方、およびその権利救済のための制度構想について、憲法学者と政府当局、憲法学者と一般大衆との間に認識のズレがみられること等が知見として得られた。また、後者の研究では、c)現行憲法の改正の主張が現行憲法を前提とした制度改革の構想か、民主(民主主義)に重きをおくか憲政(立憲主義)に重きをおくかをめぐり、中国憲法学界に分岐が生じていること、d)こうした分岐が情報公開請求や陳情といった「市民」の参政権およびそれを実現する制度の評価に大きく影響していること等が知見として得られた。

このように多くの知見が得られた二つの先行科研ではあるが、同時に課題も残された。その一つが、上述した「憲法学者と一般大衆との間の認識のズレ」である。一般大衆は、民主(民主主義)あるいは憲政(立憲主義)をどのように認識しているのか、憲法学者の主張するところと一般大衆が実際に希求するところに乖離があるとすれば、それは具体的にどの部分であり、またいかなる要因に基づいているのか。先行科研においても初歩的な考察を行ったが、より実証的に研究を掘り下げていく必要がある。

加えて、先行科研の期間中に新たな疑問・課題も現出した。二つの先行科研はいずれも「中国における立憲主義・民主主義の実現可能性」を展望することを試みたが、その間、中国の権威主義的政治体制は大きな動揺をみせていない。これがなぜなのかについては、政治学・社会学研究者の研究に多くを委ねるとして(毛里和子・園田茂人編『中国問題』(東京大学出版会、2012年)等)、研究代表者が注目したいのは、中国の憲法学者をはじめとする知識人がこの現行の政治体制をどのように評価しているかという点である。かつて中国への立憲民主政導入を訴える点において一枚岩のようにみえた中国憲法学界

にも、近年、学説の分岐が生じ、権威主義的政治体制により適合的な憲法観を提示する学説も出現しているとき(陳洪洪『制憲権と根本法』(中国法制出版社、2010年)等)、このような状況は、大日本帝国憲法下の日本、国民党一党独裁下の台湾等との比較可能性を示唆する。

そこで、本研究では、「憲法観」を分析キーワードに設定することにした。すなわち、現代中国を主たる検討対象国にして、それを構想・提示する側(=憲法学者ら知識人)とその提示を受ける側(=一般大衆)の双方から、「権威主義体制下の憲法観」の解明という課題に接近したい。

## 2. 研究の目的

現代の中国(中華人民共和国)は、今なお、立憲主義(立憲民主政、リベラルデモクラシー)を理論的にも制度的にも受容していない、すなわち、中国の現行憲法体制は権威主義的憲法体制である。本研究では、この点を再確認した上で、中国の憲法学者をはじめとする知識人がそうした権威主義的憲法体制の下でどのような憲法観を構想・提示しているのか、および知識人の憲法観の構想・提示が中国の一般市民の憲法観の形成にどのような影響を与えているのか、を比較憲法的視点から理論的・実証的に明らかにすることを目的とする。かかる研究を通じて、東アジア諸国の憲法体制と近代立憲主義との「距離」、およびそれが縮まる可能性について考察を深めていく。

(1)中国の憲法学者をはじめとする知識人が権威主義的憲法体制をどのように評価し、その下でどのような憲法観を構想・提示している(しようとしている)のか、を理論的に考察する(課題)。

中華人民共和国の憲法史は西欧近代立憲主義の全否定からスタートした。近年、若干の変化の兆しもみられるが、依然として憲法には立憲主義とは相容れない規定が多く存在している。こうした反立憲主義的/半立憲主義的憲法をいかにして立憲主義的憲法に転生させていくかが、中国の憲法学者の理論的課題であり、その道程をめぐり様々な議論が展開されている。加えて、最近になって、反立憲主義的/半立憲主義的な現行中国憲法をむしろ積極的に評価する学説も影響力を増しつつある。本研究では、そうした多様な学説を、文献、資料、法令、裁判例を収集および解読することにより、さらに、現地の憲法・人権法学者、立法・司法実務者、弁護士等へ直接インタビューすることにより、整理しその問題状況を抽出する。それら理論的考察にあたっては、やはり権威主義的憲法体制の下にあった第二次世界大戦前の日本、政治的民主化前の台湾(中華民国)との比較を強く意識し、「権威主義体制を目の前にした

憲法学説」の解析への接近を試みる。

(2) 知識人の憲法観の構想・提示が一般大衆(市民)の憲法観の形成にどのような影響を与えているのか、を実証的に明らかにする(課題)

いかなる人々を一般大衆として捉えるかはその判断が難しいものの、本研究では、憲法学者をはじめとする知識人の憲法観の提示を直接に受ける人々、すなわち、大学生を一般大衆として設定する。近年の「台湾ひまわり学生運動」(2014年3月~4月)や「香港雨傘運動」(2014年9月~12月)の中核が大学生であったことから、知識人の憲法観が大学生の憲法観の形成にどのような影響を与え、大学生が権威主義的憲法体制をどのようにみているか(みてきたか)を検討する意義は大きい。検討は、課題の方法(文献資料の収集・解読、インタビュー)に加えて、中国における憲法教科書の収集およびその内容の分析、大学の憲法の授業の見学・観察等を通じて実施する。課題同様、比較の視点を重視するため、憲法教科書の収集・分析、授業観察は台湾においても実施を試みたい。

### 3. 研究の方法

(1) 一次資料および二次資料の収集・解読

中国の現行憲法体制が権威主義的憲法体制であることを確認するため、さらに、それを前提とした上で、中国の憲法学者をはじめとする知識人がそうした権威主義的憲法体制の下でどのような憲法観を構想・提示しているのか(課題)を理論的に考察するため、文献資料研究は本研究の基礎をなす。そのため、中国・台湾・香港内外において、一次資料および二次資料(図書、雑誌、新聞、法律法規、裁判例(判例)、電磁的記録等)を全面的・網羅的に収集することを目指した。収集した文献・資料については、目録を作成し随時更新するようつとめた。

実際には、中華人民共和国国家図書館、清華大学法学院、中国社会科学院法学研究所、蘇州大学法学院、北京三味書屋、中華民国国家図書館、世新大学法学院、台北教育大学、香港基本法図書館、香港中文大学等でこれを実施した。

(2) インタビュー、研究交流、授業観察

中国の憲法学者をはじめとする知識人の憲法観(課題)を考察するためには、文献資料研究のみではなお不十分である。特に、中国では、後詳するように、近年、政府・共産党による憲法・人権研究への締めつけがよりいっそう厳しくなっており、知識人は発言に慎重にならざるをえなくなっている。それゆえ、文献・資料の読解にとどまらず、直接、中国・台湾・香港等を訪れ、現地の憲法学者に積極的にインタビューを試み、これら問題に対する彼(女)らの理解、把握、評価を確

認するようつとめた。

現地訪問およびそこでのインタビューは、知識人の憲法観の構想・提示が一般大衆(市民)の憲法観の形成にどのような影響を与えているのか(課題)を明らかにする上でも有用である。中国・台湾の憲法学者がどのように憲法を教えているのか、大学生はそうした憲法の授業をどのように受け止め、自らの憲法観を形成しているか、憲法学者や大学(院)生へのインタビュー、実際の憲法の授業の見学・観察を通じて、考察することを試みた。台湾および香港を訪問し、大学生が運動の主体となった「台湾ひまわり学生運動」や「香港雨傘運動」の現地での検証や関係者への聞き取り等にも力を入れた。

(3) 研究成果の発信

適時、それら国内外における資料収集、実態調査および研究交流で得られた文献資料や情報を分析・整理した研究成果を学会・研究会等において報告し、研究者や一般市民の批判にさらしたい。その上で、本研究の研究成果を複数の学術論文として公表する。

また、東アジア比較憲法研究の発展に寄与するために、中国・台湾等においても、何らかの形で本研究の成果を公表することを目指す。

### 4. 研究成果

(1) 文献資料の収集と研究交流

研究期間中、日本国内および中国・台湾・香港等において、関連の文献・資料を収集し、憲法学者をはじめとする知識人との研究交流を実施することができた。とりわけ、毎年中国と日本で交互に開催されている日中公法学シンポジウムに参加し討議に加わったことで、中国憲法の現状と課題について多くの知見を得た。また、2015年6月に川口暁弘氏(北海道大学)を、2016年10月に周永坤氏(中国・蘇州大学)を山梨大学に招聘し、それぞれ、「近代日本の憲法観 不磨ノ大典を中心に」(川口氏)、「中国憲法の変遷」(周永坤氏)というタイトルで報告いただいた。さらに、2015年11月にドイツを訪問し、研究交流、授業観察、憲法裁判所参観を行ったことは、比較の視座から中国憲法体制を思索するにあたり、きわめて有意義であった。

(2) 得られた知見と研究成果の発信

本研究によって得られた知見は、以下のとおりである。

第一に、中国において、権威主義的憲法体制が、当初の予想を超えるスピードで「進行」し強化されていることである。

もともと、中華人民共和国において、「憲政(立憲主義)」という語は、一貫して政治的「敏感性」を有する語であり、憲法学者をはじめとする知識人やメディアはその語の使用に慎重を期していたが、2010年代になり、

中国政府・共産党は、明確に「憲政（立憲主義）」を敵視する姿勢を打ち出した。「憲政の夢」と題した社説が共産党により差し替えを命じられた「南方週末事件」（2013年1月）「市民社会」、「公民の権利」、「司法の独立」を含む7つの語を大学の講義で教えるはならないという内部通達（「7つの語るな」）（2013年4月）、人権派弁護士の一斉拘束（2015年7月）等がその表れである。権威主義強化の潮流は、研究開始当初において、研究代表者もある程度は予想していたが、それは予想を大きく超えるスピードで進行した。確認しておくべきことは、中国政府・共産党は、「憲政」を敵視する一方で、「憲法」の権威・至高性についてはこれを強調・重視していることである。こうした状況は、「憲法あって憲政なし」という中国の知識人の嘆きの言葉が的確にいいあてている。

中国の市民社会・市民的公共圏の芽生えと苦境については、石塚迅「公共圏（公共空間）と中国憲法学 北京・三味書屋の試みに注目して」（アジア政経学会、2017年6月）（学会発表）において初歩的に考察し、「憲法あって憲政なし」の憲法状況については、石塚迅「現代中国における「憲政」と立憲主義」（日本公法学会、2017年10月）（学会発表）において、その背景、制度、理論を概括的に考察した（いずれの学会発表も、近く論文として公刊予定である）。

第二に、「立憲主義（憲政）」が学术界においても「禁句」となる中で、憲法学は難しい対応を迫られている。

憲法改正論か憲法解釈論かという方法の違いこそあれ、近代立憲主義への強いコミットメントを表明し、「中国憲法を立憲主義の意味に近づけていく」ための知的営為を積み重ねる。こうした指向は、確かに、1990年代以降の中国憲法学界の主流を形成していた。しかしながら、微動だにしない権威主義体制を前に、憲法学者をはじめとする知識人の焦燥感・無力感は募るばかりである。そうした中で、近年、権威主義的政治体制に適合的な憲法観を提示する学説（政治憲法学）も出現している。そして、この「政治憲法学」は権力の後ろ盾を得て勢力を増しつつある。いわば、憲法学者は、「権威主義的憲法体制」にどのように向き合うか、すなわち、抵抗、沈黙、迎合（適合）のいずれかの選択を余儀なくされているのである。

石塚迅「人権」（高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会、2017年））（図書）では、「人権」研究に即して、こうした憲法学の知的営為と苦悩を素描した。石塚迅「内藤湖南とリベラル・デモクラシー」『ワセダアジアレビュー』No.20（2018年1月）（論文）では、「沈黙」を強いられつつも「抵抗」する法学者賀衛方氏を扱う。

第三に、こうした中国の権威主義的憲法体制を中国の一般大衆、とりわけ大学生は消極的に支持しているかのようにみえる。

上で述べたような憲政（立憲主義）をめぐる中国の厳しい政治的環境の下で、中国の大学の憲法の授業の見学・観察は十分になしえなかったが、2016年1月には、他の科研と共催で、市民公開・国際シンポジウム「映画『それでもボクはやってない』海を渡る 東アジアの法教育と大学生の法意識」を企画・開催し、中国・台湾・香港・日本の大学の法教育および大学生の法意識について、国内外の研究者、大学生、法曹、NGO関係者、一般市民とともに、思考し討論した。そこでは、中国・台湾の法学者による法教育の工夫、憲政（立憲主義）をめぐる台湾・香港の大学生と中国の大学生との間で意識に微妙な差があることを看取することができた。

シンポジウムの様子については、石塚迅「市民公開・国際シンポジウム「映画『それでもボクはやってない』海を渡る 東アジアの法教育と大学生の法意識」を開催して」『東方』第424号（2016年6月）（論文）の中で簡単にまとめている。また、石塚迅「憲法と主権からみた台湾・香港・マカオの社会運動」『アジア研究』第63巻第1号（2017年1月）（論文）も、台湾と香港における憲法意識を扱っている。

### （3）残された課題

「憲法あって憲政なし」という憲法状況は、現在の中国に特有にみられるものなのだろうか。これが、次の研究の中心的な問いになるだろうと考えている。おそらく、「憲法あって憲政なし」は、現在の中国に限らず、「西洋の衝撃」に直面する中で「上からの近代化」を推進した東アジア各国において、程度の差こそあれそれぞれみられた現象なのではないだろうか。本研究においても、比較憲法的視点を重視したが、今後はより本格的な比較研究が必要となろう。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

石塚迅「内藤湖南とリベラル・デモクラシー」『ワセダアジアレビュー』No.20（2018年1月）16-19頁、査読無。

石塚迅「リスク、法、中国」『現代中国』第91号（2017年9月）54-56頁、査読有。

石塚迅「憲法と主権からみた台湾・香港・マカオの社会運動」『アジア研究』第63巻第1号（2017年1月）104-111頁、査読有。  
[https://doi.org/10.11479/asianstudies.63.1\\_104](https://doi.org/10.11479/asianstudies.63.1_104)

石塚迅「市民公開・国際シンポジウム「映画『それでもボクはやってない』海を渡る

東アジアの法教育と大学生の法意識」を開催して』『東方』第424号(2016年6月)2-7頁、査読無。

石塚迅・森元拓「逆照射、歪み、接着剤」『アジア法研究2015』第9号(2016年3月)267-276頁、査読無。

〔学会発表〕(計3件)

石塚迅「現代中国における「憲政」と立憲主義」日本公法学会第82回総会、テーマ「立憲主義と法治主義」、第1部会「比較法的・歴史的な文脈における立憲主義と法治主義」(2017年10月15日、東北大学(宮城県仙台市))。

石塚迅「公共圏(公共空間)と中国憲法学 北京・三味書屋の試みに注目して」アジア政経学会2017年度春季大会、自由論題5「東・東南アジアの国際関係・政治」(2017年6月24日、一橋大学(東京都国立市))。

石塚迅「東アジアの大学教員は『それでもボクはやってない』をどう観せたか?」日本市民公開・国際シンポジウム「映画『それでもボクはやってない』海を渡る 東アジアの法教育と大学生の法意識」(2016年1月10日、東京大学(東京都目黒区))。

〔図書〕(計5件)

石塚迅「中国」(大林啓吾・白水隆編著『世界の選挙制度』(三省堂、2018年)165-187頁)全242頁(共著)。

石塚迅「人権」(高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』(東京大学出版会、2017年)55-80頁)全375頁(共著)。

大野達司・森元拓・吉永圭『近代法思想史入門 日本と西洋の交わりから読む』(法律文化社、2016年)全286頁(共著)。

森元拓「国法学と立憲主義」(森村進編『法思想の水脈』(法律文化社、2016年)138-152頁)全250頁(共著)。

石塚迅「立憲主義か民主主義か? 中国大陸と台湾」(深町英夫編『中国議会100年史 誰が誰を代表してきたのか』(東京大学出版会、2015年)261-283頁)全292頁(共著)。

〔その他〕

ホームページ等  
国立大学法人山梨大学研究者総覧：  
<http://nerdb-re.yamanashi.ac.jp/Profiles/337/0033653/profile.html>

石塚迅「中国《民法総則》拒絶公民社会」『聯合早報』(シンガポール)2017年8月12日、オピニオン欄(中国語文)。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

石塚 迅 (ISHIZUKA, Jin)  
山梨大学・大学院総合研究部・准教授  
研究者番号：00434233

### (2) 研究分担者

森元 拓 (MORIMOTO, Taku)  
山梨大学・大学院総合研究部・准教授  
研究者番号：50374179

### (3) 研究協力者

周 永坤 (ZHOU, Yongkun)

林 来梵 (LIN, Laifan)

翟 国強 (ZHAI, Guoqiang)

杜 鋼建 (DU, Gangjian)

呉 煜宗 (KURE, Yosoh)

徐 筱菁 (HSU, Chiao-ching)